

(三星商事との株式交換)

会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に規定する書類

(株式交換に係る事前開示事項)

平成 25 年 6 月 3 日

大阪市大正区船町一丁目 1 番 66 号

株式会社中山製鋼所

平成 25 年 6 月 3 日

株式会社中山製鋼所と三星商事株式会社との株式交換に関する事前開示事項

株式会社中山製鋼所
代表取締役 藤井博務

当社は、平成25年7月9日を効力発生日として、当社を株式交換完全親株式会社、三星商事株式会社（本店所在地：大阪市西区川口三丁目1番20号）（以下、「三星商事」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」）をいたします。この株式交換に関する会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条に定める事前開示事項は、次のとおりです。

1. 株式交換契約の内容

別紙1「株式交換契約書（写）」をご参照ください。

2. 交換対価の相当性に関する事項

(1) 三星商事の株主に対して当社が交付する株式の割当ての内容

(ア) 割当比率

三星商事の株式1株に対し、当社の普通株式35株が交付される予定です。ただし、当社が保有する三星商事の株式359,000株については、株式交換による株式の割当てを行いません。

(イ) 株式交換により交付する株式数

当社は上記割当比率に従って、新株発行により株式を交付する予定です。その結果、合計19,635,000株の新株式が交付される予定です。ただし、三星商事が反対株主の株式買取請求等の適法な事由によって取得することとなる自己株式の消却等の理由により今後修正される可能性があります。

(2) 株式交換比率の算定根拠等

(ア) 算定の基礎

本株式交換における株式交換比率については、その公正性・妥当性を確保するため、当社は、当社及び三星商事から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、フロンティア・マネジメント株式会社（以下、「フロンティア・マネジメント」といいます。）を株式交換比率の算定に関する第三者算定機関として選定しました。なお、三星商事については、三星商事の判断により、第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼していません。

なお、当社は第三者算定機関より本株式交換における株式交換比率の公正性について意見（フェアネス・オピニオン）は取得しておりません。

フロンティア・マネジメントは、当社についてDCF法及び類似会社比較法による算定、三星商事についても同様にDCF法及び類似会社比較法による算定を行いました。なお、DCF法による算定の基礎として、当社がフロンティア・マネジメントに提供した当社の将来の利益計画は黒字化を見込んだ事業再生計画（以下、「本事業再生計画」といいます。）を前提としており、大幅な増益を見込んでおります。これは、厚板工場休止など不採算商品・事業からの撤退等に

より組織のスリム化を徹底するとともに、鉄源の多様化による安価な輸入主原料への切り替え、工場運営の効率化、及び組織運営体制・人事政策の改革等を実施するなど徹底的なコスト削減に加え、三星商事との業務統合によりグループ経営の効率化を行うことにより業績が向上すると考えたためです。また、三星商事がフロンティア・マネジメントに提供した将来の利益計画は、概ね足元の収益状況を前提にしており、大幅な増益または減益は見込んでおりません。各手法における算定結果は以下のとおりです。後記の株式交換比率の算定レンジは、三星商事の普通株式1株に割当てられる当会社の普通株式数のレンジを記載したものです。

採用手法	株式交換比率の算定レンジ（三星商事の普通株式1株に割当てるとる当会社普通株式の数）
DCF法	31～42
類似会社比較法	25～39

なお、フロンティア・マネジメントは、本事業再生計画で想定されている債権放棄（約602億円）（以下、「本債権放棄」といいます。）及び第三者割当増資（約90億円）（以下、「本第三者割当増資」といいます。）に関する情報は、株価に著しい影響を及ぼす可能性が想定されることから、評価時点における市場株価が必ずしも当会社の普通株式価値を反映すると判断できないことを理由として、当会社の株式価値算定に際しては、市場株価平均法を採用しておりません。

フロンティア・マネジメントは、株式交換比率の算定に際して、当会社及び三星商事から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、当会社、三星商事及びそれらの関係会社の資産または負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析並びに評価を含め、独自に評価、鑑定または査定を行っておらず、第三者機関への鑑定または査定の依頼も行っておりません。加えて当会社及び三星商事の財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、当会社及び三星商事の経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討または作成されたことを前提としております。

(イ) 算定の経緯

当会社はフロンティア・マネジメントによる分析結果を参考にし、三星商事は当会社株式の市場株価のほか、当会社及び三星商事の財務状況、業績動向等を総合的に勘案し、株式交換比率を検討しました。その結果を受けて、両社で株式交換比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、平成25年3月28日に、最終的に上記「2. (1) (ア) 割当比率」記載の株式交換比率が妥当であるとの判断に至り、合意・決定いたしました。

(ウ) 算定機関との関係

フロンティア・マネジメントは、当会社及び三星商事とは独立した算定機関であり、関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

(エ) 公正性を担保するための措置

三星商事は、当会社の連結子会社であることから、株式交換比率の公正性・妥当性を確保するため、当会社は独立した第三者算定機関を選定し、株式交換比率の算定を依頼しました。第三者算定機関として、当会社はフロンティア・マネジメントに株式交換比率の算定を依頼し、その算定結果の報告を受けました。その後、当会社はかかる算定結果を参考に、慎重に交渉・協議を行い、その結果合意された株式交換比率により本株式交換を行うこととしました。なお、当会社は、第三者算定機関より株式交換比率の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

(オ) 利益相反を回避するための措置

三星商事は、利益相反を回避するため、以下の措置を講じております。当会社取締役又は従業員と株式交換契約を行う三星商事における兼任状況については、当会社の従業員である内藤伸彦が三星商事の非常勤取締役就任しておりますが、本株式交換について、利益が相反するおそれがあり、三星商事における意思決定の公正性及び中立性を保つ観点から、三星商事の取締役会における本株式交換に係る審議及び決議には参加しておらず、また、三星商事の立場において、本株式交換に係る当会社との協議及び交渉にも参加しておりません。

3. 交換対価として当会社の株式を選択した理由

当会社及び三星商事は、本株式交換の交換対価として、株式交換完全親会社である当会社の普通株式を選択いたしました。

当会社及び三星商事は、当会社の普通株式は東京証券取引所に上場されており、本株式交換後、市場において取引機会が確保されることが可能であること等から、相当であると考えております。

4. 当会社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本株式交換に際して増加する当会社の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は以下のとおりです。

資本金： 0円

資本準備金：法令に従い増加しなければならない資本準備金の額の最低限度額

利益準備金：0円

上記資本金及び準備金の額に関する事項の定めは、当会社グループの資本政策及び当会社の事業再生計画に鑑み相当であると判断します。

5. 三星商事の最終事業年度に係る計算書類等に関する事項

別紙2「三星商事の最終事業年度に係る計算書類等に関する事項」をご参照ください。

6. 三星商事の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時決算書類等がある場合の当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

7. 三星商事において最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときのその内容

該当事項はありません。

8. 当会社において最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときのその内容

該当事項はありません。

9. 会社法799条1項の規定により株式交換について異議を述べることができる債権者があるときは、株式交換が効力を生ずる日以後における株式交換完全親株式会社の債務（当該債権者に対して負担する債務に限る。）の履行の見込みに関する事項

会社法799条第1項の規定により株式交換について異議を述べるることができる債権者が存在しないため、該当事項はありません。

別紙1 株式交換契約書（写）

株式交換契約書

株式会社中山製鋼所（以下、「甲」という。）及び三星商事株式会社（以下、「乙」という。）は、平成25年3月28日（以下、「本契約締結日」という。）付で、以下のとおり株式交換契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第1条（株式交換）

1. 甲及び乙は、本契約の定めに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社として株式交換（以下、「本株式交換」という。）を行う。
2. 本株式交換にかかる株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所は、それぞれ以下のとおりである。
 - (1) 株式交換完全親会社
商号：株式会社中山製鋼所
住所：大阪市大正区船町一丁目1番66号
 - (2) 株式交換完全子会社
商号：三星商事株式会社
住所：大阪市西区川口三丁目1番20号

第2条（株式交換に際して交付する株式の数及びその割当てに関する事項）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下、「基準時」という。）における乙の株式（甲の有するものを除く。）の合計に35を乗じて得た数の株式を交付し、これを基準時における株主名簿に記載又は記録された乙の各株主（甲を除く。）に対して、その有する乙の株式1株につき甲の株式35株の割合をもって割り当てる。但し、会社法第785条の規定に基づきその有する株式の買取りを請求した乙の株主については、当該株主に代えて、乙が当該株式の株主として記載又は記録されているものとみなす。
2. 甲は、本株式交換に際して、普通株式を新株として発行し、前項に定める乙の各株主（甲を除く。）に対する割当てを行うものとする。

第3条（株式交換完全親会社の資本金及び準備金の額に関する事項）

本株式交換により増加する甲の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は、次のとおりとする。但し、効力発生日（本株式交換がその効力を生ずる日をいう。以下同じ。）に至るまでの間における事情の変更により、甲及び乙が協議し合意の上、これを変更することができる。

- (1) 資本金：金0円
- (2) 資本準備金：法令に従い増加しなければならない資本準備金の額の最低限度額
- (3) 利益準備金：金0円

第4条（効力発生日）

効力発生日は、平成25年7月9日とする。但し、本株式交換の手續の進行に応じ、必要がある場合には、甲及び乙が協議し合意の上、効力発生日を変更することができる。

第5条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結日以降効力発生日に至るまでの間、それぞれ善良なる管理者としての注意をもってその業務の執行及び財産の管理運営を行い、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為をする場合には、予め甲乙協議し合意の上、これを

行うものとする。甲及び乙は、本契約締結日以降効力発生日に至るまでの間、互いに、相手方の財産管理又は事業維持・継続について、本契約の目的及び株式会社地域経済活性化支援機構に対して甲が提出した事業再生計画を達成するために必要な協力を行うものとし、同事業再生計画に反する行為を行わないものとする。

第6条（株式交換承認総会）

甲は、平成25年6月18日に株主総会を開催し、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する承認を求め、乙は平成25年6月18日までに株主総会を開催し、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する承認を求める。

第7条（株式交換条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結日以降効力発生日に至るまでの間に、甲又は乙の財産状態又は経営成績に重大な変動が発生し又は判明した場合、本契約に従った本株式交換の実行に重大な支障となりうる事象が発生し又は判明した場合その他本株式交換の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は、誠実に協議し合意の上、本契約を変更し又は解除することができる。

第8条（費用負担）

本契約の締結及び本契約に関連して必要となる公告、登記その他の費用は、甲及び乙がそれぞれ負担する。

第9条（本契約の効力）

本契約は、本契約締結日以降効力発生日の前日までに、甲又は乙の株主総会において、本契約及び本株式交換に必要な事項の承認が得られない場合には、自動的にその効力を失う。

第10条（協議事項）

本契約に定めるもののほか、本株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙で協議の上、これを定める。

第11条（管轄裁判所）

本契約及び本株式交換に関する一切の紛争については、甲及び乙が誠実に協議し、解決に当たるものとするが、かかる協議が整わない場合には、大阪地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約書成立の証として、甲及び乙は、正本2通を作成しそれぞれ署名又は記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年3月28日

甲：大阪市大正区船町一丁目1番66号
株式会社中山製鋼所
代表取締役社長 藤井博務[Ⓔ]

乙：大阪市西区川口三丁目1番20号
三星商事株式会社
代表取締役社長 前川宗里[Ⓔ]

以上

第67期 事業報告書

〔 自 平成 23 年 4 月 1 日 〕
〔 至 平成 24 年 3 月 31 日 〕

1. 事業の概況

(1) 事業の経過および成果

当期におけるわが国経済は、東日本大震災および原発事故の影響による景気の停滞から生活活動や個人消費が徐々に持ち直しつつあるものの、原油価格の上昇、円高の長期化、株価の低迷、さらには欧州金融不安による世界的な景気後退懸念など、先行き不透明感が一層強まりました。

このような状況のもと、昨年7月に東日本大震災による被害を受けました石巻営業所の得意先への納品ならびに東北地区の営業活動を継続するため、岩手県盛岡市に出張所を開設し、仕入先各社様のご協力を仰ぎ、「めざせ復興」のスローガンの下、全社一丸となって石巻営業所の復興に全力で取り組み、石巻営業所と盛岡出張所の売上高および経常利益は、被災前を上回る営業成績となりました。4月には石巻営業所の事務所復旧工事を終え、盛岡出張所も営業所として新たにスタートいたしました。

これらの結果、当社の平成23年度売上高は、216億96百万円(前事業年度比+4億67百万円)、経常利益358百万円(前事業年度比+14百万円)、税引後当期利益におきましては、退職年金制度移行に伴う損失49百万円を計上しました結果、当期純利益は、1億58百万円(前事業年度比+53百万円)となりました。

商品別売上高は以下のとおりであります。

(百万円)

商品名	平成22年度	平成23年度	比較	
鋼材	9,974	10,159	+185	+1.9%
亜鉛鉄板	1,656	1,805	+149	+9.0%
線材製品	4,617	4,561	△56	△1.2%
建材製品	4,981	5,168	+187	+3.8%
合計	21,228	21,696	+467	+2.2%

なお、当期の利益配当金につきましては、日頃の株主の皆様のご支援にお応えするため、1株当たり10円とさせていただきます。

(2) 次期の見通しについて

今後の見通しにつきましては、原油価格の上昇、円高の長期化、株価の低迷、欧州金融不安といった下振れ懸念も根強く、不安定な状況が続くものと思われませんが、震災復興の進展や経済対策効果により景気は緩やかに回復基調を維持する見込みです。

こうした見通しの下、当社は、お客様のニーズに応えられるべく体制を強化し、収益力のアップに努めてまいります。株主の皆様には、今後とも格別のご理解とご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

(3) 業績および財産の状況の推移

区 分	第 6 4 期 平成20年度	第 6 5 期 平成21年度	第 6 6 期 平成22年度	第 6 7 期 平成23年度
売上高 (百万円)	24,878	20,225	21,228	21,696
経常利益 (百万円)	277	309	344	358
当期利益 (百万円)	132	171	104	158
1株当り当期利益 (円)	143.95	185.90	114.09	171.97
総資産 (百万円)	9,825	9,966	11,075	10,960
純資産 (百万円)	2,437	2,610	2,699	2,847

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 会社の概況(平成24年 3月31日現在)

(1) 主要な事業内容 下記製品の販売を行っております。

製品区分	主 要 製 品
鋼 材	C形鋼・丸棒・鋼板・縞板・形鋼・鋼管・エキスパンド・線材ロット・帯鋼
亜鉛鉄板	平板・波板・カラー平板・カラー浪板・ガルバニウム浪板・プリント鋼板
線材製品	丸釘・特殊釘・ナマシ・番線・針金・有刺鉄線・ワイヤーメッシュ
建材製品	塩ビ製品・建築資材・土木資材・ボルト類・器物・他

(2) 営業所(24ヶ所)

札幌・苫小牧・函館・盛岡・石巻・関東(千葉市)・上田・甲府・浜松・北陸(石川県能美市)・愛知(小牧市)・京都・三重(津市)・大阪(東大阪市)・玉船(大阪市西区)・兵庫(姫路市)・岡山・広島・山口・香川(丸亀市)・松山(東温市)・北九州・大分・熊本(熊本県益城町)

(3) 子会社の状況

会社名	資本金	所在地	主要業務内容
エヒメシャーリング株式会社	100万円	愛媛県松前町	鉄鋼シャーリング
株式会社サンマルコ	200万円	島根県大田市	土木建築資材卸売

(4) 株式の状況

- ① 会社が発行する株式の総数 3,680,000 株
- ② 発行済株式の総数 920,000 株
- ③ 株主数 15 名
- ④ 大株主

株 主 名	持株数	議決権比率
中山三星建材株式会社	250千株	27.17%
株式会社中山製鋼所	215千株	23.36%
南海化学株式会社	144千株	15.65%
尼崎製罐株式会社	120千株	13.04%

(注) 持株数は千株未満を、議決権比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(5) 借入先

借 入 先	借 入 額
株式会社福岡銀行	744 百万円
株式会社みずほ銀行	520 百万円
株式会社伊予銀行	383 百万円
株式会社南都銀行	265 百万円
株式会社商工組合中央金庫	67 百万円

- (1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- (2) 借入先の当社への出資はありません。

(6) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
155名	5名増	39.6歳	10.9年

(7) 取締役および監査役

地位	氏名	担当または主な職業
代表取締役社長	前川 宗里	
常務取締役	林 克己	総括
取締役	山内 常佳	業務管理担当
取締役	西野 義和	営業担当
取締役	内藤 伸彦	株式会社中山製鋼所 営業本部 部長 (非常勤)
監査役	堀井 雅	

3. 会社の体制および方針

取締役の業務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他業務の適正を確保するための体制

① 取締役および従業員の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス体制に係る規定を遵守し、当社の役員および従業員が法令および社会通念等を遵守した行動をとるための「三星商事役職員行動規範」(平成20年1月1日制定)を周知徹底させるとともに「三星商事倫理ホットライン(内部通報制度)」と倫理委員会を活用する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る文書その他の情報につき、当社の社内規程に従い適切に保存および管理を行なう。

③ 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

(イ) コンプライアンス、災害、品質、情報セキュリティおよび取引管理等に係るリスクについては、それぞれの対応部署にて必要に応じて規定・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配付等を行う。

(ロ) 新たに生じたリスクへの対応が必要な場合は、速やかに対応責任者となる取締役を定め、対応を図る。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

取締役会は、取締役の業務管掌に基づき業務の執行を行わせる。その決議は、社内規程または手続により必要な決定を行う。

⑤ 当社ならびに親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(イ) 当社の社内規程に従い、円滑な情報交換を図り、適切な経営管理を行う。

(ロ) 「中山製鋼所と関連会社との業務連携規程」を遵守し、適正な経営管理を行う。

(ハ) 子会社と定期的な情報交換を図り、適切な経営管理を行う。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

現在監査役の職務を補助する従業員を置いていないが監査役から求められた場合には、監査役と協議のうえ、監査役を補助すべき従業員を指名する。

⑦ 監査役を補助する従業員の取締役からの独立性に関する事項

指名された従業員に関する人事異動、組織変更等は監査役の意見を聞くものとする。

⑧ 取締役および従業員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役および従業員は、下記の事項について随時監査役に報告する。

- (イ) 経営の状況、事業の遂行状況、財務状況
- (ロ) 重要な会議などの決議事項
- (ハ) 当社に著しい損害を及ぼす事実
- (ニ) 重大な法令・定款違反
- (ホ) 内部監査の実施状況およびリスク管理に関する重要な事項
- (ヘ) 内部通報制度の状況

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (イ) 監査役は代表取締役社長と意見交換会を開催する。
- (ロ) 監査役は必要に応じて業務執行取締役等と面談をする。

貸借対照表

[平成24年3月31日現在]

(単位:千円)

科目 (資産の部)	金額	科目 (負債の部)	金額
流動資産	8,695,678	流動負債	7,348,708
現金・預金	1,208,930	支払手形	2,212,046
受取手形	1,543,503	買掛金	3,516,062
売掛金	3,446,676	短期借入金	1,100,000
未収金	258,740	1年以内返済の長期借入金	238,664
短期貸付金	1,744	リース債務	17,455
商品	2,182,627	未払金	72,406
その他流動資産	61,071	未払法人税等	96,227
繰延税金資産	44,757	未払消費税等	17,155
貸倒引当金	△ 52,372	預り金	12,157
固定資産	2,264,773	賞与引当金	55,934
有形固定資産	1,991,147	その他流動負債	10,600
建物	441,758	固定負債	764,536
構築物	17,435	長期借入金	642,511
機械装置	15,106	リース債務	47,750
車輜運搬具	540	退職給付引当金	69,575
器具及備品	6,845	役員退職慰労引当金	2,700
リース資産	62,101	長期保証金	2,000
土地	1,447,360	負債合計	8,113,245
無形固定資産	34,419	(純資産の部)	
電話加入権	9,423	株主資本	
プログラム開発費	24,745	資本金	46,000
その他無形固定資産	250	利益剰余金	2,800,386
投資その他の資産	239,206	利益準備金	11,500
投資有価証券	66,352	その他利益剰余金	2,788,886
関係会社株式	30,000	別途積立金	2,150,000
差入保証金	69,565	当期末処分利益	638,886
会員権	11,093	投資有価証券評価差額金	820
保険積立金	30,073		
長期貸付金	3,189		
その他の資産	37,264		
繰延税金資産	33,383		
貸倒引当金	△ 41,716	純資産合計	2,847,206
資産合計	10,960,451	負債および純資産合計	10,960,451

(注)記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

〔 自平成23年4月1日
至平成24年3月31日 〕

(単位:千円)

科 目	金 額	
売 上 高		21,696,404
売 上 原 価		19,077,319
売 上 総 利 益		2,619,084
販 売 費 及 一 般 管 理 費		2,296,330
営 業 利 益		322,753
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	3,858	
配 当 金	2,670	
そ の 他 の 収 益	75,274	81,803
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	31,268	
手 形 売 却 損	10,486	
そ の 他 の 費 用	3,810	45,564
経 常 利 益		358,992
特 別 利 益		
災 害 損 失 戻 入 益	1,048	1,048
特 別 損 失		
退 職 年 金 制 度 移 行 損 失	49,358	
災 害 損 失	7,269	
そ の 他 特 別 損 失	36	56,664
税 引 前 当 期 純 利 益		303,377
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	147,746	
法 人 税 等 調 整 額	△ 2,585	
当 期 純 利 益		158,216

(注)記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

〔自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日〕

(単位:千円)

	株主資本				評価・換算 差額等	純資産合計
	資本金	利益準備金	その他 利益剰余金	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	
当期首残高	46,000	11,500	2,639,869	2,697,369	2,331	2,699,701
当期中の変動額						
剰余金の配当			△ 9,200	△ 9,200		△ 9,200
当期純利益			158,216	158,216		158,216
株主資本以外の項目の当期中の変動額(純額)					△ 1,511	△ 1,511
当期中の変動額合計	0	0	149,016	149,016	△ 1,511	147,504
当期末残高	46,000	11,500	2,788,886	2,846,386	820	2,847,206

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準および評価方法
 - (1)子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法によっております。
 - (2)その他有価証券
 - 市場価格のあるもの … 決算日の市場価格に基づく時価法によっております。
(評価差額は、全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております)
 - 市場価格のないもの … 移動平均法による原価法によっております。
2. 棚卸資産の評価基準および評価方法は、移動平均法による原価法を採用しております。
なお、収益性が低下した棚卸資産については、帳簿価額を切下げております。
3. 固定資産の減価償却の方法
 - (1)有形固定資産(リース資産を除く)
 - ① 平成19年3月31日以前に取得したもの
主として旧定率法によっております。ただし、建物については、旧定額法を採用しております。
 - ② 平成19年4月1日以後に取得したもの
主として定率法によっております。ただし、建物については、定額法を採用しております。
 - (2)無形固定資産
定額法を採用しております。
4. 引当金の計上基準
 - (1)貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については法人税法の規定による債権額の一定割合を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2)賞与引当金
従業員の賞与の支払いに備えるため、賞与支給見込額のうち、当期負担額を計上しております。
 - (3)退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
 - (3)役員退職慰労引当金
役員への退職慰労金の支払に備えるため内規を基礎として算定された当会計年度末の要支給額を計上しております。
5. リース取引の処理方法
 - (1) リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引の内、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
6. 消費税等の会計処理方法
消費税等の会計処理は税抜き方式によっております。

II 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1)当事業年度の末日における発行済株式の数 普通株式 920,000 株
- (2)当事業年度末における自己株式の数 該当事項はありません
- (3)当該事業年度中に行った剰余金の配当

決議	株式の種類	配当金の総額	1株あたりの配当額	基準日	効力発生日
平成23年6月21日 定時株主総会決議	普通株式	9,200千円	10円	平成23年3月31日	平成23年6月22日

- (4)基準日が当該事業年度に属する配当のうち、配当の効力が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	1株あたりの配当額	基準日	効力発生日
平成24年6月22日 定時株主総会決議	普通株式	9,200千円	10円	平成24年3月31日	平成24年6月23日

監 査 報 告 書

私、監査役は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第67期事業年度の取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

私、監査役は、取締役および使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役および使用人等から、その構築および運用について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表)およびその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告書等の監査結果

- 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認められ、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

計算書類およびその附属明細書は、会社の財産および損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

平成24年5月18日

三星商事株式会社

監査役 堀 井 雅

印